

令和4年2月17日

埼玉県行政不服審査会決定

埼玉県行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により埼玉県行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、次に該当するものとする。

生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）が令和2年厚生労働省告示第302号により改正されたことを契機に行われた生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に対する審査請求であって、当該改正に係る不服（当該処分の理由の付記に係る不服を含む。）を審査請求の理由とするもので、次の先例となる答申と同様のもの。

先例となる答申

答申番号	答申日
埼行審第34号	令和4年1月24日
埼行審第35号	令和4年1月24日